

28 行動計画

妊娠中・産休育休中・育休復帰後の従業員が安心して働き続けられる職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和1年5月1日～令和4年4月30日までの3年間

2. 内容

◆目標1

妊娠中・産休育休中・産休育休から職場復帰後の従業員のための相談窓口を設置する。

<対策>

令和1年5月～ 相談窓口を設置する。

◆目標2

対象者に対する産前産後休業、育児休業にかかる給付金や社会保険料免除制度、職場復帰後の育児のための短時間勤務や子の看護休暇などの制度の周知および情報提供を適宜的確に行う。

<対策>

令和1年5月～ 対象者と面談し説明を行う。

◆目標3

会社が育児休業取得希望者又は取得者に対して、育児休業取得および復帰支援をすることを他の従業員に表明し、理解啓蒙することで、円滑かつ協力的な業務引継ぎや復帰に向けての継続的支援が出来るような体制づくりをしていく。

<対策>

令和1年8月～ 社内メールにて周知表明し理解協力を求める。